

令和6年度第1回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：令和7年3月17日（月）

14：00～15：40

場所：箕面市役所本館2階特別会議室

日程第1 会長選出の件

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定に基づき、委員の互選により、岡田委員が会長に選出された。

日程第2 会長職務代理者指名の件

箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例第7条の規定に基づき、会長が米田委員を会長職務代理者に指名した。

日程第3 諮問事項について

地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う特定個人情報保護評価の再実施について

【担当：総務部システム管理室】

【概要】

令和7年度「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」に伴い、住民情報システムの運用については、現行の外部データセンターにサーバーを構築したプライベートクラウド運用から、国が調達し、整備したガバメントクラウドでの運用となるため、現在作成・公表している特定個人情報保護評価（以下、「PIA」という。）のリスク対策等が変更となることを受け、評価書の再実施を行う。システムの統一・標準化の概要及び変更後に講ずる安全管理措置について、説明した。

【質疑応答】

委：評価書の修正が発生する6事務以外も、PIAを実施していると思うが、評価書の修正は行わないのか。また、それらの事務のセキュリティ対策はどのように講ずるのか。

市：6 事務は、重点項目評価を、6 事務以外は、基礎項目評価を実施している。それぞれの評価書ごとに記載項目が異なっているが、基礎項目評価書には修正が必要な項目がないため、修正は行わない。安全管理措置については、今回の6 事務と同様のセキュリティを担保しながら運用していく。

委：①ISMAP（「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」をいう。）監査リストに登録された監査機関による監査を行うとあるが、どういった監査を行うのか。市の個人情報をガバメントクラウド化するにあたり、一企業であるアマゾン社に管理を一任している点や、監査方法を詳しく示していないことについて、国の対応に不安を感じる。過去に、SNS アプリ「LINE」の国外個人情報流出問題もあったため、確認したい。

②対象事務として、国が20 事務を選定していると思う。法定受託事務に関する情報をクラウド化することは理解できるが、市独自事務に関する情報もクラウド化するのか。

市：①監査は第三者機関が行うとしか確認できていない。ガバメントクラウドのサーバーは国内にあり、日本国の法律が適用されるため、LINE のようなことは起こらないと判断している。

②市独自事務についてもクラウド化する。本市データが格納されている領域にはアマゾン社や国はアクセス出来ない設定としており、情報漏えいに対する安全管理措置は図っている。

委：事前に許可されていない装置に関しては持ち出し不可としているが、持ち出し等に関するルール作りは、徹底しているか。

市：国の示す基準に則って適正に運用していく。

委：一企業であるアマゾン社を、国が推進しているのか。

市：当該事業者が一定のセキュリティ基準を満たしているかどうかの判断を行っている。

地方自治体がクラウドサービス事業者を選定するにあたっては、国（総務省・経産省等）が合同で第三者機関を設立し、申請のあったクラウドサービス事業者の審査を行い、一定のセキュリティ基準を満たしていると判断された事業者のみが ISMAP リストに登録され、地方公共団体は、そのリストから事業者を選定する。なお、今回のガバメントクラウド対象となっているクラウドサービスは、アマゾンの他にグーグル、マイクロソフト、オラクル、さくらインターネットがある。

委：利用するアマゾンのサーバーは、世界中のサーバーと同期しているのか。

委：おそらく同期はしていないと思われる。ここはデジタル庁が厳しく監視していると思われる。

市：箕面市のデータが世界中に出ていくことはないと判断している。

委：令和6 年10 月に総務省のセキュリティポリシー改訂があった。改訂後ポリ

シーの反映は行っているか。4月からの運用については、改訂版が反映されるという認識でよいのか。

市：現在、対応中であり、その予定である。

【意見】

委：国主導の事業であり、市がコントロール出来る話ではないところもある。

委：「個人情報データについては適切に処理すること」と付言するしかないのではないのか。

委：セキュリティの不安は生じているものの、市としての適正な安全管理措置も講じていると考える。クラウドサービス事業者からデータの管理状況について報告を受ける等はどうか。

委：市独自の監視体制等を敷くことはできるのか。

市：市独自の運用は難しいが、監査ログ等の提供を受けるなどは可能。

委：外部委託する場合、規定しているセキュリティ対策が遵守されているかは、厳しい監視の目を向けておく必要がある。

委：監査ログ等の提供は局所的な確認となるので、運用状況の報告を求める方がより広い確認ができるのではないのか。

【答申】

適切であると判断する。

（付帯意見：国や外部委託業者の安全管理措置に関する運用状況を確認することによって、ガバメントクラウドの適正な運用に注力すること）

日程第4 報告事項について

1. 改正法施行からの本市の運用について

2. 個人情報保護委員会立入検査実施と指摘事項に係る本市の対応

【担当：総務部総務室】

【概要】

改正法施行後に制定した要綱や庁内ルールを説明した。また、令和6年5月に実施された個人情報保護委員会立入検査実施の概要と、その指摘事項に係る本市の対応状況について説明した。

【質疑応答】

委：箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱について、広く訓令で対応して

はどうか。

市：訓令（市民へ告示する）という形はとらず、訓達（市民へ告示しない）として発令している。訓令、訓達の違いは告示の有無だけで、本要綱は全職員が適用されるもののため、庁内のシステム内掲示版にて皆が閲覧できるよう共有している。

委：職員研修について、受講したはよいものの、作業的に受けるだけ、とならないよう、適正に実務等に反映されているかなどの確認はできているか。

市：今年度実施した研修には、受講後に履行確認（小テストのようなもの）があるため、一定学習状況を把握している。なお、受講した室長等による所管事務職員へのフィードバック方法については、各室にまかせているところであるが、引き続き、適正なフィードバックができるよう指導していきたい。